

世田谷区子ども計画（第2期）後期計画の素案について

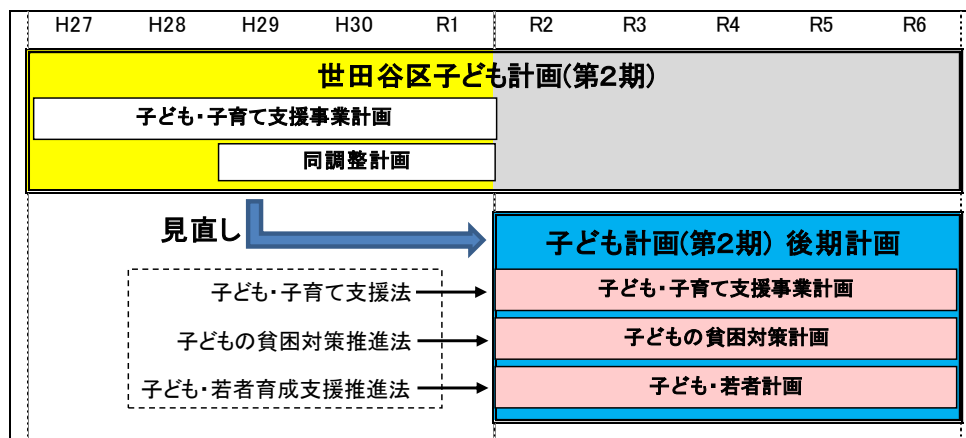
（付議の要旨）

世田谷区子ども条例の推進計画として策定している「子ども計画（第2期）」（平成27年度～令和6年度）について、区の子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変容等に的確に対応するため、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「子ども計画（第2期）後期計画」の素案をまとめたので報告する。

1 主旨

平成27年度から令和6年度までの10年間の計画期間とする「子ども計画（第2期）」に内包する「子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えるほか、令和2年4月の児童相談所の開設や、社会問題化する子どもの貧困への対策等、区の子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変容等に的確に対応するため、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「子ども計画（第2期）後期計画」を今年度中に策定する。

このたび、世田谷区子ども・子育て会議への意見聴取をはじめ、子育て当事者や子育て支援者に意見を伺いながら計画の素案をまとめたので報告する。



2 後期計画のポイント

（1）次期子ども・子育て支援事業計画の策定

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の需要量見込みと確保の内容を定める「子ども・子育て支援事業計画」について、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする事業計画を定める。

（2）子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を柱とした児童相談行政の実現

平成28年の児童福祉法の改正を受け、令和2年4月から児童相談所設置自治体として、子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備に向け、子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携のもと、児童虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談行政を構築する。

(3) 子ども・子育てにかかる相談支援・見守りのネットワークの強化

児童館が健全育成を基盤に、相談、気づき、見守り等を行うとともに、地区の見守りの中核を担う機関として、多様な地域資源・関係機関との連携を強化し、子どもや子育て家庭に対する地区における相談支援・見守りのネットワークの強化を図る。

(4) 総合的な子どもの貧困対策の実施

令和元年6月の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、区市町村における計画策定が努力義務化されたことを受け、子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、子どもへの効果的な支援や支援につなぐにくい家庭への対策など、総合的な子どもの貧困対策を子ども計画に位置づけて事業展開を図る。

3 計画素案の内容

別紙「子ども計画（第2期）後期計画素案」及び「子ども計画（第2期）後期計画 素案の概要」のとおり。

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年	9月	福祉保健常任委員会報告（計画素案） パブリックコメント等の実施
	10月	子ども・子育て会議
	12月	子ども・子育て会議 庁議準備会議（計画案）
令和2年	1月	政策会議（計画案）
	2月	福祉保健常任委員会報告（計画案）
	3月	子ども計画（第2期）後期計画策定